

徳山税務署

スーパー○○

領収書

11/2

|  |  |
| --- | --- |
| 牛肉　8% | 5,400円 |
| 割り箸 | 2,200円 |
| 合計 | 7,600円 |
| （8％対象　5,400円） |
| （10％対象　2,200円） |
| お預り | 8,000円 |
| お　釣 | 400円 |

**日々の取引や経理にどのような影響があるの？**

**軽減対象品目の取扱いがない事業者の方や、免税事業者の方も、制度に対応するための準備が必要となる場合があります。**

請求書

○○○円

請求書

○○○円

レジの導入・改修が必要な中小事業者の方には支援措置があります。

《例》　飲食料品の小売業を営む事業者の方

●　軽減税率制度に関するご相談

（消費税軽減税率電話相談センター）

　　専用ダイヤル　0570-030-456

　　【受付時間】　9：00～17：00（土日祝除く）

●　消費税の軽減税率制度について（国税庁）

　　 http://www.nta.go.jp/zeinokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm

●　中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の補助金（軽減税率対策補助金事務局）

http://kzt-hojo.jp

●　消費税の転嫁等に関する相談等

（消費税価格転嫁等総合相談センター）

http://www.tenkasoudan.go.jp

|  |  |
| --- | --- |
| ■　仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいかを確認 | ■　毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して記帳 |
| ■　必要に応じ、複数税率に対応したレジの導入・改修 | ■　必要な事項を記載した請求書等を　売上先に交付 |

**軽減税率制度が実施されると、標準税率10％と**

**軽減税率８％の複数税率となります。**

**平成31年10月１日から**

**消費税の軽減税率制度が実施されます**